

### 届け出に必要なもの

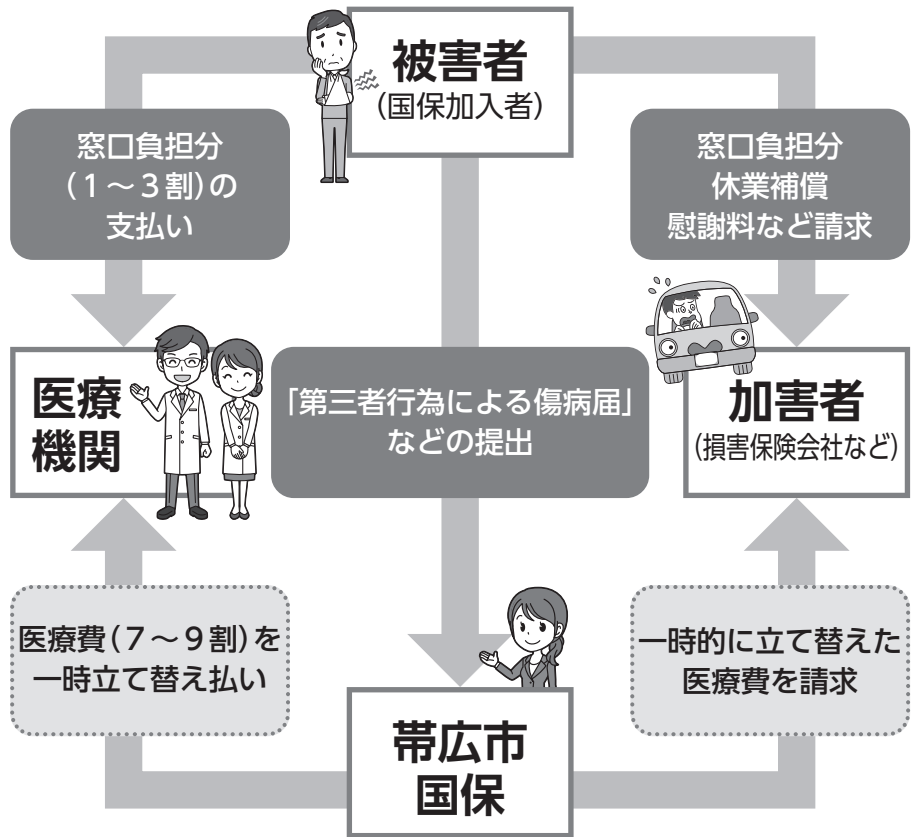
①本人確認書類(運転免許証など) ②印鑑  
 ③国保の保険証 ④第三者行為による傷病届  
 ⑤念書(兼同意書) ⑥事故発生状況報告書  
 ⑦交通事故証明書 など

※④～⑥については、国保課で配布。市ホームページからも印刷可能。  
 届け出などの記載方法や交通事故証明書の入手方法については、国保課または加入している損害保険会社に問い合わせください。

加害者の行為(第三者行為)による交通事故などで受けたけがや病気の治療をした場合でも、国保の保険証を使用することができます。ただし、本来加害者が負担すべき医療費を、帯広市が一時的に立て替え、後日加害者に請求するため、国保課への届け出が必要です。

(図) 国保以外の被用者保険(会社の健康保険など)の保険証を使う場合は、加入している健康保険組合などに問い合わせください。

図 第三者行為により国保を使用した場合の流れ



## 交通事故などの被害に遭ったら

### 第三者行為による国保利用

加害者のいる交通事故などで国民健康保険(国保)の保険証を使用した場合、届け出が必要です。

問い合わせ 国保課(市庁舎1階、☎65・4138)

第三者行為の国保利用時は届け出が必要

第三者行為の例

- ・相手のいる交通事故
- ・他人からの暴力行為
- ・飲食店での食事による食中毒
- ・他人のペットにかまれた など

第三者行為には、次のようなものがあります。

### 負傷原因の照会を行うことができます

医療費を適正に給付するため、交通事故などの第三者行為によるけがの可能性がある人に対して、負傷原因の照会を行っています。負傷原因の照会文書が届いた人は、回答にご協力をお願いします。

次のような事故やけがの場合には、国保の保険証を使用できないので注意してください。

- ・労災が適用されるもの
- ・本人の犯罪行為や故意によるもの
- ・法令違反によるもの など

このようときは国保の保険証を使用できません

## ジェネリック医薬品Q&A

**Q** どんなメリットがあるの?

**A** 先発医薬品に比べて開発費用が大幅に抑えられるので、低価格での提供が可能です。先発医薬品と比べて5割程度、中には、それ以上安くなる薬もあります。

**Q** 効き目や安全性は大丈夫?

**A** 先発医薬品と同様にさまざまな基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査しています。製品によっては薬の大きさや味、においや保存性の向上など、よりよく工夫されたものもあります。

### ジェネリック医薬品とは

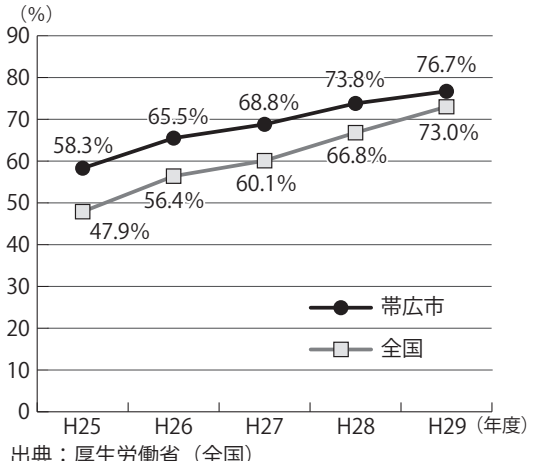
ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に発売される医薬品です。

先発医薬品の特許期間(20~25年)終了後に厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先

### 使用するためには

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師に相談してください。初めて使用する場合は、一週間だけなど、短期間だけジェネリック医薬品に変更するこ

図 国保加入者におけるジェネリック医薬品の使用割合の推移



## ジェネリック医薬品を 使用しませんか

### 上手に使用し薬代を節約

国民健康保険(国保)は、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進に取り組んでいます。

問い合わせ 国保課(市庁舎1階、☎65・4138)

医療の高度化、高齢化の進行などを背景に、国保の被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

市は、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営していくため、医療費を抑える取り組みの一つとして、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めています。

ジェネリック医薬品の使用割合が増加傾向にあります

近年は、ジェネリック医薬品への理解が進み、国保加入者のジェネリック医薬品の使用割合は増加傾向にあります。(図)

### ジェネリック医薬品の差額通知を送付しています

市では、対象月に処方された薬に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の例を提示し、対象月の削減可能額をお知らせする差額通知を送付しています。

1回分の差額は小さくても、累積すると薬代の削減効果が大きくなるので、特徴やメリットを理解した上で、ジェネリック医薬品を上手に使用してください。

対象者 国保に加入している7歳以上の人(主に慢性疾患などの先発医薬品を服用されている人)で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額が一定以上安くなると見込まれる人

ジェネリック医薬品に関する詳細は、市ホームページか、毎年保険証の更新時に同封する「国保のしおり」をご覧ください。

ともできます。なお、ジェネリック医薬品変更後、体調の変化、副作用が疑われる症状の有無などを医師・薬剤師が確認した上で、本人の意向も踏まえて先発医薬品に戻すことができます。